

介護老人保健施設みあ・かーさ 施設入所療養介護 運営規程

第1章 総則

(事業の目的)

第1条 公益財団法人浅香山病院が設置する介護老人保健施設みあ・かーさ（以下「当施設」という。）において実施する施設入所療養介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、当施設の医師、理学療法士、作業療法士、支援相談員、管理栄養士又は栄養士、薬剤師、介護支援専門員、看護職員及び介護職員（以下「施設入所療養介護従事者」という。）が要介護状態の利用者に対し、きめ細かな施設入所療養介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当施設が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合において、心身の状況、病歴を踏まえて看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことを支援するとともに家庭復帰を目指すものとする。

また、利用者の意思及び人格を尊重しながら、常に利用者のニーズに対応できるサービスの提供に努めるものとする。

- 働くものは勿論、施設全体に明るく家庭的な雰囲気を保ち、利用者のQOL（生活の潤いと誇り）を高めるように努める。
- 事業に当たっては、保健、医療、福祉サービスを提供する者及び他の関係機関や家庭との連携に努めるものとする。
- 前3項のほか、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月14日条例第58号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称 公益財団法人浅香山病院 介護老人保健施設みあ・かーさ
所在地 大阪府堺市堺区今池町4丁4番12号

第2章 職員及び職務

(職員職種、員数及び職務の内容)

第4条 当施設における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | | |
|-------------------|--------|---------------------------------------|
| ①医師 | 1名以上 | 利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。 |
| ②理学療法士
又は作業療法士 | 2名以上 | 心身の機能回復訓練、訓練記録の整備充実に従事する。 |
| ③看護職員 | 10名以上 | 利用者の看護管理、医療補助及び日常生活の援助に従事する。 |
| ④介護職員 | 24名以上 | 利用者の介護管理及び日常生活の援助に従事する。 |
| ⑤介護支援専門員 | 1名以上 | 利用者に対する介護計画の作成及び処遇の企画、調整を行う。 |
| ⑥管理栄養士 | 1名以上 | 献立の作成、栄養計算及び給食記録を行い、食事栄養の管理相談指導に従事する。 |
| ⑦薬剤師 | 0.4名以上 | 薬の管理及び投薬指導等の業務に従事する。 |
| ⑧支援相談員 | 2名以上 | 利用者又は家族の生活相談、指導等の業務に従事する。 |
| ⑩事務員 | 若干名 | 事務業務全般に従事する。 |

施設入所療養介護従事者は、施設入所療養介護の提供に当たる。

第3章 入所及び退所

(施設入所療養介護の利用定員)

第5条 当施設の利用定員は100名。(短期入所療養介護を含む)

(入退所)

第6条 施設を利用できるものは、介護保険法による要介護認定の要介護度1から5に認定された65才以上の者又は、特定疾病に起因して要介護状態と認定された40歳から64歳の者で、以下の要件を満たす者。

①病状が安定期にあり、入院での治療を必要としない者。

②リハビリテーション、看護、介護等の施設サービスが必要な者。

2 退所の際は、利用者若しくは利用者の家族に対し、退所後の生活について適切な指導を行い、また、退所後、主治医や居宅支援事業者に情報を提供し、引き続き医療、福祉サービスが適切に受けられるよう連携に努める。

(受給資格等の確認)

第7条 当施設は入所希望者から施設入所療養介護サービスの提供を求められた場合、利用者の被保険者資格の有無、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を必ず確認し、入所希望者が要介護認定の申請を受けていない場合は、市町村への申請が行われるよう援助を行う。また、入所者については遅くとも要介護認定の有効期間の満了日の30日前に市町村への要介護認定の更新の申請がなされるよう、必要な援助を行う。

(入所の際の同意)

第8条 当施設は施設入所療養介護サービスの開始に際し、利用者又はその家族に対し、運営規定の概要、従業者の勤務体制、その他利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明し、同意を得る。

(入退所の記録等)

第9条 当施設は入所に際して被保険者証に入所年月日、施設名称を、退所の際には退所年月日を、また、健康手帳の医療に係るページに施設の名称、所在地、電話番号、入退所年月日を記載する。

第4章 利用者に対するサービス

(基本的サービス)

第10条 施設療養は、利用者が在宅での生活を継続できるよう、心身の健康の維持と家族への支援を大切にし、利用者が自分の意思で人生のあり方を決定し、自ら生き甲斐を見いだせるようなサービスを提供することを基本とする。

2 利用者の処遇に当たっては、利用者の年齢、性格、生活歴及び心身の健康状態を考慮して、施設サービス計画を設定し、個々の利用者に適した処遇を行うように努める。

(介護計画の作成)

第11条 利用者の介護計画の目標をたてる際、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、管理栄養士又は栄養士等で構成する会議を開催する。

2 介護計画の作成は、利用者の心身の状態、適正、能力等を検討し、その自立目標と実施方法等を総合的に判定する。

3 介護計画は施設利用の際は必ず行うものとし、介護状況及び身体の状態を3ヶ月毎に判定会議を開き、療養の継続について判断する。

(施設内での診療行為)

第12条 施設内で行う医師の診療行為は次のとおりとする。

- ①利用者の健康状態を把握して適切な診療を行う。
- ②常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- ③施設の医師は利用者の状況からみて、病状急変等により、当施設における診療行為を提供することが困難と認められた時は、協力病院その他医療機関への入院等の措置を講ずる。なお、その際診療状況に関する情報を提供し、責任をもって医療機関に引き継ぐものとする。

(機能訓練)

第13条 身体機能の維持と回復を図るため、日常生活動作訓練やレクリエーション等のグループ活動を通じ、家庭復帰と社会参加を目指す。

- 2 機能訓練は週に2回以上理学療法士、作業療法士が計画的かつ効果的に行う。

(看護及び介護)

第14条 看護及び介護は医学的管理の下に、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、施設ケアプランに基づいて行います。

- 2 利用者の清潔を保つため1週間に2回以上、一般浴あるいは特殊機械浴による入浴を、また、心身の状態から入浴が困難である場合は清拭を行う。
- 3 利用者の心身の状況や排泄状況などをもとに、トイレ誘導や利用者の自立支援に配慮した排泄介助など適切に行う。

(レクリエーション)

第15条 利用者がレクリエーション、趣味活動等に積極的に参加できるよう工夫し、生き甲斐のある生活を送ることができるよう下記の行事を行い、環境の改善、生活の向上に努める。

- ①年間行事 : コンサート、お花見、お茶会、夏祭り、運動会、敬老会、クリスマス会等
- ②週間行事 : 踊り、リハビリ体操、俳画、音楽の会、フラワーアレンジメント、ミニコンサート、三味線等

(食事の提供)

第16条 利用者には1日3回の食事とおやつを下記の時間に提供するものとする。

朝食：8時00分 昼食：12時00分 夕食：18時00分 おやつ：15時00分

- 2 食事の提供は管理栄養士によって管理され、十分なカロリーと成分を含み、選択メニューや季節に応じた献立を取り入れるなど、できるだけ変化に富み、利用者嗜好を考慮することに努める。
- 3 予め作成された献立に従って利用者に適した食生活が営まれるよう、適時適温給食を実施する。また、利用者の身体状況並びに病状により治療食を提供する。
- 4 管理栄養士又は栄養士は、前項の趣旨に基づいて献立表を作成し、給食の品名及び数量を記録整備しておくこととする。

(その他の生活サービス)

第17条 その他のサービスとして、下記のサービスを実施している。

- ①療養室は個室、2人室、4人室を設けている。
- ②理容室を設置し、専門の理容師が月4回出張する。
- ③洗濯はコインランドリーを設置している。やむをえず家族がお世話できない場合は、クリーニング委託を実施する。
- ④介護の必要な老人を扶養されている家族に対して適切な相談、援助を行う。
- ⑤種々の介護機器(ベッド、車椅子、入浴用補助用具、エアマット、体位変換器、杖等)を展示し、介護機器についての相談に応じる。
- ⑥地域に開かれた施設を目指して、施設内にボランティア室を設置、各種レクリエーション、喫茶コーナー等、ボランティアの協力を得て療養生活の向上を図り、ボランティア活動を促進する。

第5章 利用料

(利用料等)

- 第18条 施設入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該施設入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割もしくは3割の支払いを受けるものとする。
- 2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）の額とする。
 - 3 前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受ける。
 - 一 食事の提供に要する費用 1日1,600円（朝食360円・昼食660円おやつ含む・夕食580円）
ただし、入退所日については、それぞれの区分に応じて徴収する。
 - 二 居住に要する費用 従来型個室 1日2,500円 多床室 1日600円
 - 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
1人室1日3,300円（税込） 2人室1日1,650円（税込）
 - 四 理美容代に要する費用
男性 調髪2,700円 丸刈2,000円
顔剃1,400円 二枚刈2,200円
女性 カット顔剃 2,700円 カット 2,400円
顔剃 1,500円
 - 五 クリーニングを委託した場合に要する費用
66円（税込）《シャツ、靴下、パンツ、パッチ、ステテコ、ブラウス、 Poloシャツ》
88円（税込）《ズボン、スカート、パジャマ上、パジャマ下》
165円（税込）《パジャマ上下、トレーナー》
 - 六 その他、施設入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用とその内訳
①日用品費 1日 200円 [タオル・シャンプー・リンス・石鹸・おしぼり・化粧水・給茶器・喫茶・ハブラシ・ねりはみがき・シェービングクリーム・ティッシュペーパー・新聞・雑誌等]
②教養娯楽費 1日 300円 [お茶会、ピアノ、お花、俳画、三味線、踊り、フラワーアレンジメントのレクリエーション等に係る講師料及び材料費・誕生会、お茶会の菓子類・書籍類・生花等]
 - 七 第1号及び第2号について、介護保険法施行規則第83条の6の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額とする。なお、第2号について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第21号）により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあつては、多床室の費用の額の支払いを受ける。
 - 八 第2号について、外泊中は居住費を徴収することができるものとする。但し、外泊中のベッドを短期入所療養介護に利用する場合は、当該入所者から居住費を徴収せず、短期入所療養介護利用者より短期入所の居住費を徴収する。
 - 4 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
 - 5 サービス提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し、事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
 - 6 第3項各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、入所者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。
 - 7 法定代理受領サービスに該当しない施設入所療養介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した施設入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第6章 利用料の減額免除

(利用料の減額免除)

第19条 当施設は生活困難者への利用料の減額、免除を行う「第2種社会福祉事業」の認可を受けており、利用者及びその家族の経済的状況によって利用料の減額、免除を行う。

第7章 衛生管理

(衛生保持)

第20条 施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持に努めなければならないものとする。

(衛生管理等)

第21条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。
2 当施設において食中毒及び感染症が発生しないように、衛生上必要な措置を講ずる。特に、保健所の指導、助言を求め、連携を保つようにする。

第8章 利用者の守るべき規律

(施設利用に当たっての留意事項)

第22条 利用者はこの規定に定めるところにより、規律ある生活を行うとともに、共同生活の秩序維持に努め、次の事項を守らなければならない。

- ①施設内の秩序を守り、相互の親愛につとめること。
- ②貸与品、備品等は大切に使用し、安全かつ衛生的な環境の維持に努めること。
- ③飲酒したり、許可なく飲食物を持ち込んで서는ならない。
- ④所持品は利用者の自己責任の基に原則管理するとともに、不要な現金、貴重品は持ち込まないこと。
- ⑤施設内での宗教、政治活動等への勧誘、営利活動はご遠慮していただくこと。
- ⑥外出、外泊は必ず管理者に届け出ること。
- ⑦かかりつけの医院や病院にかかられるときは、管理者に申し出ること。
- ⑧その他管理者の指示に従うこと。

第9章 非常災害対策

(非常災害対策)

第23条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的（うち1回は夜間想定）に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第10章 苦情処理

(苦情処理)

第24条 施設入所療養介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 当施設は提供した施設入所療養介護の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、又、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 当施設は提供した施設入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第11章 虐待防止に関する事項

(虐待の防止)

第25条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のために、次の措置を講ずるものとする。

- ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③その他虐待防止のために必要な措置
- 2 当施設は、サービス提供中に、当該施設従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第11章 その他施設の運営に関する重要事項

(職員研修)

第26条 当施設は職員の資質向上のために研修の機会を次の通り設ける。

- ①採用時研修 採用後直ちに実施する。
- ②内部研修 ケアプラン、事例研究等計画的に実施する。
- ③外部研修 全国老人保健施設協会、大阪府老人保健施設連絡協議会で実施されている研修会、他分野の研究会、講習会等、積極的に参加する。

(緊急時における対応方法)

- 第27条 施設入所療養介護を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに家族等に連絡する。
- 2 利用者に対する施設入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 利用者に対する施設入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(行動の制限)

第28条 当施設は利用者に対し、身体拘束は行わない。但し、緊急やむを得ない場合に、以下の『例外3原則』

- ①切迫性：利用者本人または、他の利用者の生命や身体が危険にさらされている可能性が著しく高い
 - ②非代替：身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
 - ③一時性：身体拘束、その他の行動制限が一時的なものであること
- の3つの要件を全て満たす場合は、施設長が判断し、利用者及び扶養者に説明し、同意を得たうえで利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(秘密の保持)

第29条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容とする。

(記録)

第30条 当施設は施設サービスに関する記録を整備し、サービス完結の日から2年間保存するものとする。

(その他の留意事項)

第31条 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は公益財団法人浅香山病院と当施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は 平成12年04月01日から施行する。

この規程は 平成14年01月01日から施行する。

この規程は 平成16年04月01日から施行する。

この規程は 平成17年10月01日から施行する。

この規程は 平成18年04月01日から施行する。

この規程は 平成24年04月01日から施行する。

この規程は 平成24年10月01日から施行する。

この規程は 平成25年02月01日から施行する。

この規程は 平成26年04月01日から施行する。

この規程は 平成28年11月01日から施行する。

この規程は 令和01年10月01日から施行する。

この規程は 令和01年12月01日から施行する。

この規程は 令和03年08月01日から施行する。